

## 船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第75号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成22年2月18日 19時00分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市伊奈埼北西方沖 <sup>かみあがた</sup> 上 県 灯台から真方位097° 2,000m 付近 (概位 北緯34° 00.0′ 東経129° 17.0′)	
事故等調査の経過	平成22年5月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第十八神祐丸、18トン	
船舶番号、船舶所有者等	NS2-17026（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	右舷主機の1～5番シリンダのピストン及びシリンダライナ等が焼損	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗船し、伊奈埼北西方沖で操業中、平成22年2月18日19時00分ごろ、発電機を駆動するため運転していた右舷主機が停止したため、船長が確認したところ、右舷主機からオイルミストが出ていた。 本船は、操業を中止し、左舷主機単独で帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：凪	
その他の事項	右舷主機は、冷却海水ポンプのゴム製インペラが破損していた。 右舷主機の船底海水吸入口にビニール等による閉塞はなかった。 冷却海水は、出港前の点検時、正常に船外へ吐出されていた。 右舷主機の冷却海水ポンプのインペラは、新替されてから1年以上が経過していた。 冷却海水ポンプのインペラは、1,000時間毎に点検するように主機取扱説明書に記載されていたが、船長は定期的な点検を行わず、冷却海水の船外排出量の減少が認められたときに点検を行っていた。 主機は、年間約3,000時間運転されていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は伊奈埼北西方沖で操業中、右舷主機が、冷却海水ポンプのインペラが破損して冷却海水の供給が断たれ、過熱してピストン等が焼き付いたものと考えられる。 冷却海水ポンプのインペラは、経年劣化して破損した可能性があると考えられる。 船長が定期的に冷却海水ポンプのインペラを点

	検していれば、本インシデントの発生を防止できた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が伊奈埼北西方沖で操業中、冷却海水ポンプのインペラが破損したため、冷却海水の供給が断たれて右舷主機が過熱し、ピストン等が焼き付いたことにより発生したものと考えられる。